土木交通・警察・企業常任委員会資料 令和3年(2021年)12月14日 警察本部生活安全部生活安全企画課

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)および地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正により、同法の規定に基づく新たな事務の手数料の額の標準が設けられること等に伴い、新たな警察関係事務手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料について、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとします。(別表第6関係)
- (2) その他

ア この条例は、令和4年3月15日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。